

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 医療費通知について

半年に一度、病院などにかかったときの医療費の総額を知っていただくため、「医療費通知」を北海道後期高齢者医療広域連合から郵送していましたが、平成 22 年度より希望者にのみ郵送する方法に変更されます。

希望される方は、下記の問合先にお電話いただくか、役場窓口でお申し出ください。(すでにご連絡いただいている方は、再度ご連絡いただく必要はありません。)

なお、安平町国民健康保険に加入している世帯の医療費通知は、これまでと同様に対象世帯全部へ郵送しますので、ご連絡は不要です。

## 平成 22 年度の保険料について

広報あびら 4 月号でもお知らせしましたが、後期高齢者医療制度では 2 年ごとに保険料率を決めており、平成 22・23 年度は新しい保険料率になります。

### ●平成 22 年度・23 年度の保険料

<b>均等割</b> (1 人当たりの額) <b>44, 192 円</b>	+	<b>所得割</b> (本人の所得に応じた額) (所得 - 33 万円) × 10. 28%	=	<b>1 年間の保険料</b> (100 円未満切捨て)
--	---	--	---	---------------------------------

※ 1 年間の保険料の上限は 50 万円です。

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成 22 年度の保険料額は、6 月中 (年金天引きの方は 9 月中) に個別にお知らせします。

保険料のお支払い方法を、座振替に変更できます。  
座振替への変更をご希望される方は、役場へお申し出ください。  
 申し出の際に必要なもの・・・本人の保険証、預金通帳とお届け印

### ●保険料の軽減

#### ■均等割の軽減 (年額)

- ・軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前 (年額)		軽減後 (年額)
33 万円かつ加入者全員が年金収入 80 万円以下で他の所得がない	9 割軽減	44, 192 円	➔	4, 400 円
33 万円	8. 5 割軽減	44, 192 円	➔	6, 628 円
33 万円 + (245, 000 円 × 世帯主以外の加入者数) ※ 単身世帯の方は該当しません。	5 割軽減	44, 192 円	➔	22, 096 円
33 万円 + (35 万円 × 世帯の加入者数)	2 割軽減	44, 192 円	➔	35, 353 円

(例) 年金収入 168 万円の 1 人世帯の軽減判定の所得の求め方

168 万円 (年金収入)	-	120 万円 (公的年金等控除額)	-	15 万円※ (特別控除額)	=	33 万円 (軽減判定の所得)	➔	8. 5 割 軽減
------------------	---	----------------------	---	-------------------	---	--------------------	---	--------------

※ 65 歳以上の方の公的年金に係る所得については、さらに 15 万円を引いた額で判定します。